

NGO 神戸外国人救援ネット・ニュースNo.42

NGO Network for Foreigners' Assistance KOBE NEWS No.42



発行／NGO 神戸外国人救援ネット(代表／飛田雄一)

〒650-0004 神戸市中央区中山手通 1-28-7 TEL&FAX:078-271-3270

ホットライン専用 TEL:078-232-1290

E-mail:gqnet@poppy.ocn.ne.jp * <http://www12.ocn.ne.jp/~gqnet/>

郵便振替<01100-2-60701 NGO 神戸外国人救援ネット>

★ 巻頭言★

新しい在留管理制度 法務省入国管理局の考え方

寺下賢志

(行政書士・NGO 神戸外国人救援ネット運営委員)

去る7月9日、「出入国管理及び難民認定法(入管法)」及び「住民基本台帳法」の改正に伴う「新しい在留管理制度」がスタートしました。新聞やテレビで初日の混雑ぶりをご覧になられた方も多いと思います。ところで皆様は、この改正法施行の約1ヶ月前、6月1日に法務省・入国管理局から「在留期間「5年」を決定する際の考え方」についてのパブコメが募集されたことをご存じでしょうか。

在留期間が最長5年に延長されることは、「みなし再入国制度」とあわせて、改正入管法が目玉とも言える施策であり、外国人にとって利便性が向上する措置としてホームページやパンフレットでも大々的にPRされてきました。これを見た私のお客様、特に3年ビザを持って比較的安定して在留されている方々からは「次は5年のビザをもらえますかね?」とよく聞かれたものです。このように、日本に住む外国人にとって5年ビザへの期待はかなり大きいものであることがうかがえます。

しかしながら、上述のパブコメで発表された「在留期間「5年」を決定する際の考え方」を読む限り、そのハードルはかなり高そうだとおぼろげを得ません。各在留資格ごとに細かく規定されているため、その詳細は割愛させていただきますが、例えばいわゆる「就労ビザ」と呼ばれ、日本で働く多くの外国人が該当する「研究」「技術」「人国」「企業内転勤」「技能」の項には、その勤務先の条件として次のような機関が列挙されています。

◎ 上場企業 / 国・地方公共団体 / 公益法人 / 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法

定調書合計表により1,500万円以上の納付が証明された団体又は個人 (※抜粋)

この条件によれば、大企業の職員や公務員等ほんの一握りのエリート外国人でなければ5年の在留期間は与えられず、私たちの身近にいる中小企業や個人商店で働いている外国人の大半は5年ビザを手にすることができません。その他の在留資格についても、やはり同様に厳しい条件が定められており、5年ビザはごく一部の限られた外国人にしか付与されることはなさそうです。

国際化の流れがますます勢いを増す現在、少子高齢化による労働力不足の例を挙げるまでもなく、もはや外国人との共生なくしては成り立たない我国において、法務省や入管は果たしてどのような外国人を共に生きるパートナーとして考えているのでしょうか。ごく一部のエリート外国人に限って特典を与えるようなやり方ではなく、適法に在留してまじめに生活している外国人であれば、誰もが安心して暮らせるような施策を実現して欲しいと思います。

◎ 「在留期間「5年」を決定する際の考え方」

<http://search.e-gov.go.jp/ser/vlet/PcmFileDownload?seqNo=0000088519>

◎ 「意見募集の結果について」

<http://search.e-gov.go.jp/ser/vlet/PcmFileDownload?seqNo=0000089566>



第9回移住労働者と連帯する全国ワークショップ・新潟に参加してきました

第9回移住労働者と連帯する全国ワークショップ・新潟～地域から作る多文化共生社会～が、6月23日(土)～24日(日)、新潟国際情報大学中央キャンパスで開かれました。記念講演のテーマは「多民族・多文化共生社会への課題」、講師は、鈴木江理子氏(国士舘大学准教授)。GQnetからは、6名が参加しました。ワークショップとフォーラムが隔年で開催されています。規模の大きいフォーラムは来年神戸で開催です。ワークショップ全体会の最後にGQnetのメンバーが誘致演説？をしてもどってきました。



「災害」分科会に参加しました／飛田雄一

私の参加したのは災害分科会。発表者は、羽賀友信さん(長岡市国際交流センター長)、吉富さん(ファシル、FMわいわい、GQnet運営委員会)、李善姫さん(東北大学)の3名でした。それぞれに実践的で有益なレポートでした。私も阪神淡路大震災のときのことを少しお話ししました。

夜は、月岡温泉に大移動しての、交流会でした。150名みんな？が浴衣に着かえての交流会で、新潟事務局の日本酒に精通された方の解説は見事でした。私は全部きき酒をしようと思いましたが、途中で断念しました。

全体のプログラムの終了後にオプションでフィールドワーク「在日朝鮮人帰国事業の痕跡をたどる」がありました。一度、帰国船の出港した新潟港を見てみたかったので参加しました。記念植樹の通り、記録映画で見た新潟港の突堤の訪問など、私にはとても興味深いフィールドワークでした。



<写真は、ポトナム通(ボトナム、朝鮮語で柳のこと)の道路標識>



外国人と貧困—貧困分科会に参加して—／觜本郁

分科会では移住連での貧困プロジェクトに関わってきた樋口直人氏(徳島大)と稲葉奈々子氏(茨城大)から報告がなされた後、参加者間で質疑が行われた。分科会自体、外国人にどのように貧困問題が生じて拡大しているのか、最近の反貧困の取り組みの中で外国人の貧困問題がどのように位置づけられてきたのか、そして、具体的な政策にどのように結び付けていくのかという問題意識に基づいて開催されている。

こういう形で外国人と貧困の問題を情報も含めて整理してもらえるのはありがたい。しかし、基本的な統計がなく、具体的な施策を提案するのに必要なものとはなりえていないことが指摘され、政府では外国人の貧困ということが問題意識にも上っていないのだと感じた。これは、外国人の生活保護を権利として認めないという国の姿勢と通じているのだろう。

私たちが受ける日頃の相談では、生活費に困るという貧困が直接的な形で表れるものもあれば、医療費の問題や教育、DV被害者など貧困が別の形で表れるものもある。それぞれがバラバラで存在しているわけではなく、統一的にとらえた取り組みや提言が必要となるのだろうが、私たちは現実に寄せられる相談の中から考え、出発していくしかない。

相談業務の相談者が抱える現実の問題を解決していくことが目的であるが、その蓄積の中で現行制度への批判と具体的な政策の提案や制度の改革・改善につなげていかねばならないことはいうまでもない。やはり、現場からの声と取り組みが第一であり、一つ一つの相談に誠実に関わっていくことが何より求められているのだろう。それが私たちの強みであり力なのだと感じる。

第9回移住労働者と連帯する全国ワークショップ・新潟に参加してきました(続き)

女性分科会報告／もりきかずみ

移住連には「女性プロジェクト」チームがあり、日本に住む外国人女性が抱える諸問題について、地域で相談活動をするグループの声を拾い、年末の省庁交渉に反映させています。また、国会でのロビー活動は、地域のメンバーにフィードバックされ、活用されます。

今回の女性分科会でも、国際結婚、改定入管法とDV被害者、そしてハーグ条約の問題点などが話し合われましたので、簡単に報告します。

＜報告1＞変わりゆく国際結婚 新潟からの報告
西澤真知さん(ウィメンズサポートセンターにいがた・新潟ヘルプの会)の報告。

新潟ヘルプの会は1991年に発足。新潟でも農山村地域に限らず、都会でもコミュニケーションが取れない日本人男性に外国人女性を紹介する結婚仲介業者による国際結婚が増加している。なかには人身取引のようなケースもあるので、仲介業者による金銭を介した結婚に法的規制をかけることで日本と外国人市民全体に「女と男の関係」、「国際結婚」を考える契機にできないだろうかという問題提起がありました。

＜報告2＞改定入管法が移住女性に及ぼす影響 山岸素子さん(移住連女性プロジェクト)の報告

7月施行の改定入管法は、法務省による一元管理、厳罰を伴う届出義務、在留資格取り消し事由の拡大、とりわけ国際結婚などで定住する移住女性の権利の後退やDV被害の助長が予測されます。これに対して移住連女性プロジェクトは、法務省に対して在留資格取り消し制度のガイドラインや定住資格への移行ガイドラインの明確化を求め、DV被害者への取扱いについて柔軟な対応を求めています。

＜報告3＞ハーグ条約問題が女性と子どもに及ぼす影響 大貫憲介さん(弁護士)報告

国際的な子の奪取の民事面に関する条約(ハーグ条約)は、子どもの移動をその理由に留意することなく禁止しています。DV被害者の母子や未婚の場合、国際結婚でない場合などにも適用され、その影響力は大きく、国内法の制定には子どもの人権に配慮した取り組みが必要。こういった報告を受け、移住連からもハーグ条約国内法案に関する要望書を提出することにし、今後の取り組みを検討しました。



初めて移住連に参加して／村西優季



＜写真は移住連全体会議の様子＞

今回初めて移住連の全国ワークショップに参加しました。日本全国から外国人支援関係者・関係団体のみなさんが出席されていて、在住外国人支援がこんなにも大きなネットワークで繋がっていることを改めて実感しました。改定入管法が施行される直前にワークショップが開催されたので、どのような問題が起きうるのか、またどのような対策が必要なのかということに特に注目が集まっていたように思います。他にも震災、ハーグ条約、生活保護など、外国人を取り巻く課題はまだありますが、それらに取り組む先輩方のパワーに、私も外国人支援者の一人として、自分にできることから活動していなくてはと考えさせられました。

来年は神戸でのフォーラム開催です！貴重な機会に関われることをとても嬉しく思います。

仮住民票送付に関する 兵庫県内各自治体アンケートの回答

草加 道常

(RINK すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク、
NGO 神戸外国人救援ネット相談員)

2012年7月9日から、外国人登録法が廃止になり外国人住民も住民基本台帳に登録されることになった。各自治体は2012年5月7日を基準日として仮住民票を作成して、外国人登録を行っている者に通知した。

神戸外国人救援ネットは、兵庫県内49自治体(政令指定都市は区を自治体とした。9区、40市町村)にアンケートを送付し、30自治体(1区、29市町村)から回答を得た。制度変更があり多忙な時期であったにもかかわらず多くの自治体に協力していただいた。

アンケートは「外国人登録者数と仮住民票の送付者数」「仮住民票の返送数」「返送された仮住民票の扱い」「仮住民票の通知の使用言語」「名前のふりがなの扱い」「名前のふりがなのないものの扱い」「名前の順序」「通称の簡体字(繁体字)使用」「仮放免者などの扱い」「保有する外国人登録原票の保持」の10項目について行った。

改定入管法は「新しい在留管理制度」として「在留カード」や「特別永住者証明書」の券面に記載できる名前をパスポート記載のアルファベット表示に限定し、漢字使用を行っている国や地域のみ日本漢字の正字を使用できるとしている。従って漢字といっても簡体字や繁体字などは日本の漢字に置き換えられ、一部は簡体字、他は日本漢字の混合と自分の名前でない字が書かれることになる。預金通帳などは名義人が違うことになり無効だ。

また改定入管法では在留資格のないものや短期滞在などの在留資格のものは住民票が作成されない。これまで外国人であれば在留資格の有無、在留資格の種別にかかわらず外

国人登録ができ、可能な行政サービスを受けることができた。これがどうなるのかは今回のアンケートだけではわからない。

外国人登録から住民基本台帳に移行できない者は各自治体とも多くて数パーセントくらいであった。仮住民票の送付は世帯単位で行われるので、送付人数のわからない自治体もあった。普通郵便、簡易書留など送付方法によって返送率が変わってくる。それで返送の多い自治体では10%となっている。返送扱いには簡易書留で不在票が家に入っている、日本語の読めない外国人には何かわからないで、保管期限までにとり行かないものも含まれている。

仮住民票の説明文がどの言語で書かれたかについては、日本語のみと日本語を含めて6言語で書かれた説明文を同封したがほぼ同数で、両方で半数となっている。後の自治体では2から5言語で対応していた。

外国人登録ではばらばらだった名前の順序について、パスポートの記載通りで統一された。ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順序となっている。ミドルネームのないものや、一つの名前しかない国などもパスポート記載通りとなる。

通称での簡体字使用については分かれている。これは他の府県でも市町村ごとに対応が違っている。外国人住民の要望を受けて簡体字を使用することにした自治体もあった。

以上が今回のアンケートによって明らかとなったことだった。これだけではまだ不明な点もあり、各自治体で外国人住民の権利として認められる制度にばらつきが出るのが危惧される。

～シリーズ～ 協力弁護士さんの横顔

神戸外国人救援ネットにやってくる相談でとても重要なのが法律上のサポートです。救援ネットには「協力弁護士」として19名の弁護士の先生が携わってくださっており、日々、相談者のサポートをしてくださっています。このコーナーではそんな弁護士のみなさんの「横顔」を紹介しています。

第四回目：鄭聖愛弁護士（双葉法律事務所）



はじめまして。鄭聖愛(ちよん・そんえ)と申します。

大阪生野のコリアタウン出身で、学生の頃は京都で過ごしました。神戸で弁護士登録し、2年目になります。今や観光地となった鶴橋コリアタウン界隈、古くからの日本の歴史や文化を意識させられる京都と並んで、多様な国々・地域の雰囲気を目撃できる神戸にも、新しい魅力を感じています。

さて、いわゆる在日朝鮮人である私にとって、外国人に関わる問題は

避けて通ることのできないものですが、同時に、特に、女性の生き方や家庭をめぐる問題にも関心をもっており、離婚、DV、子どもに関わる事件などを多く担当しています。

このような問題に関心をもつようになったのは、保守的な「在日」の家庭で育つなかで、対外的には外国人の人権擁護活動等を行う一方で、家庭では「家父長」として女性や子どもを低い地位に置いて当然とする周囲の大人たちに対し、強い疑問を抱き続けてきたことがきっかけでした。

学生の頃、バックパックを背負ってインド、ネパールなどを旅行した際にも、「自由に外出できない」、「着たい服を着ることができない」、「夫から暴力を受けているが経済力も逃げ場もなく途方に暮れている」というような、厳しい状況に置かれている女性たちの話が気になりました。

これらの国に比べると、日本は随分女性が暮らしやすい国であるかもしれませんが、日本でも、外国人の女性が、言葉の壁をはじめとする様々なハンディのため、暴力にさらされたり、安心して生活できないということが多々あるように思います。

私は日本語しか話すことができませんし、これまでに担当した外国人に関わる事件はまだわずかですが、日本で暮らす外国人の方々が感じておられる不安を少しでも軽減できるよう、法的支援に努めたいと考えています。

今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

救援ネットスタッフ自己紹介

えぐま ゆうと
江熊 遊斗 (スペイン語担当)

私が15歳の頃、家族でスペインに移住しました。ラグビーをしていた地元クラブチームや通っていたアメリカンスクールでは、日常的にスペイン語で過ごし、もともと内気な性格ながらも皆と親しく過ごしました。またアルゼンチンで生活した際にも、母親の様に心配してくれた人や、はやりのドラマの話で盛り上がった管理人のおばちゃん、よく四方山話をしていた食料品店のおっさん等、多くの人に支えられました。ただどの国でも、皆が皆良い人ばかりではなくありません。ごく少数ですが差別主義者の人達もおり、スペインにいる時にネオナチ等と反目し命の危険を感じたこともあります。

しかしその様な体験も己の胆力を育み、世の不条理を見つめ、それと戦う気持ちを磨き、また外国に住む人達の支援の際に気持ちに寄り添う時等のための糧となっています。

差別や偏見の原因の一つは、他者への無関心や無知、余裕の無さから来る自己防衛と他者への攻撃性だと思います。日本が思いやりや倫理道徳を重んずる特性や伝統を生かし、共生社会を築くため、リーダーシップを発揮することは今後の世界のためにも重要です。

私自身も微力ながら、多くの方々と協力し、尽力して参れればと思います。

エン セツフン
袁 雪芬 (中国語担当)

今年4月から中国語の通訳を担当することになっているエン セツフンといいます。

時につれ、日本での生活は普通になっていました。ある機会に、中国から日本に来た間もなくの方と知り合いました。その後、よく電話がかかってくる子供の学校のこと、日本での生活に関する色々な手続きなどを聞かれました。ふっと思ったのは言葉がわからない外国人がどこで情報を入れ、困った時誰に助けを求めればいいのかのことでした。公的な救済場所が絶対あると思って調べました。それで外国人救援ネットと出会いました。

外国人救援ネットで通訳のボランティアとして働いているうち、自分が日本に来た時のことをよく思い出します。私は本当に運よくたくさんの親切な方々に囲まれ、助けられ、困難を乗り越えてきました。今日本での生活は皆のお陰があってこそだと思っています。

外国人救援ネットの場を通して、微力ですが、すこしでも困っている方の助けになれたらいいなあと頑張っているところです。

すきから りか
鋤柄 利佳 (英語担当)

はじめまして。今年5月より英語通訳ボランティアとしてお世話になっております鋤柄と申します。まだまだ不慣れながら、これまで電話相談の英語通訳、区役所・警察署等への同行支援などを経験させて頂きました。

私は、以前からアジア女性プロジェクト(AWEP)で主に外国人女性の相談事業のお手伝いをしており、AWEPの代表もりきさんの紹介で救援ネットのお手伝いもさせて頂くことになりました。

学生時代に社会言語学を専攻し滞日外国人の日本語教育や母語維持教育について学んだこと、大学のプログラムでタイ北部カレン族の村での教会建設のワークキャンプに参加したこと、数年前に夫とアメリカで生活した時の経験などが、私の外国人の方々を支援したいという想いの原点です。

救援ネットでは、さまざまな背景を持つ方々との出逢いがあり、そこから学びがあり、私にとってもここでの活動は大きな喜びで、このご縁に感謝しております。

現在、夫と5歳、1歳半の娘2人の4人暮らし。本業は行政書士です。開業2年目の新人ですが、今後行政書士としても滞日外国人の方々のサポートをしていきたいと考えております。

救援ネットの活動、AWEPでの活動、そして行政書士業務。いずれにおいても、外国人の方々が安心して心地よく日本で暮らすお手伝いができるよう、私ができることを誠実に行ってまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

救援ネットスタッフ自己紹介(続き)

たから みさえ
高良 美佐枝 (ポルトガル語担当)

はじめまして。今年3月からポルトガル語通訳を担当しています。南米ボリビアで生まれ、ブラジルで10年も生活しました。でも日本での生活が長いです。周りに住んでいる外国人をサポートするうちにユニオンおおさか、NGO RINK と関わることになりました。今年3月から神戸外国人救援ネットでポルトガル語の通訳を担当することになりました。ボランティア的な形で外国人をサポートしていたのが、本格的な仕事に変わりました。いろんな問題を聞かなければならないので、いかに先入観を持たずに通訳するか、相談者が訴える問題をいかに正確に伝えることが出来るかを模索している最中です。初めの頃は一生懸命話を聞いて何とか解決したいという思いが強かったので体調を崩してしまいました。でも今は大丈夫です。肩の力を抜いて頑張ります。

本業はマッサージ師です。外に出ることが多いので完全予約制で受け付けています。ゴッドハンドと自負しませんが、わりかし、ロコミでサロンに来て頂いています。料金も安く設定してありますのでぜひ一度お声かけてください。日系人なので、通訳者の場合はビクトリア、もしくは、ビッキーと呼ばれています。これからもよろしく願います。

第12回平和台基金支援カンパ受賞

報告者／もりきかずみ

NGO 神戸外国人救援ネットが第12回平和台基金支援カンパを受賞しました。8月4日、贈呈式があり、受賞者として参加しました。他に受賞したのは、機会工業新聞闘争、京都精華大学ユニオン、アルバイト・派遣・パート関西労働組合で、この基金は主に労働者側の闘いに対して支援されるものですが、神戸外国人救援ネットには外国人労働者の権利を守る活動に対して贈られました。

平和台基金は、1970年平和台病院労組の厳しい闘いの結果として勝ち取られた解決件の一部が基金として残され、「現在の平和台病院的情况の中で闘っている人々」に支援カンパとして使われているということです。平和台基金に感謝します。



◆◆外国人のための無料法律・生活相談会◆◆

日時: 2012年10月7日(日) 13:00~17:00

場所: 深江会館 神戸市東灘区深江本町3-5-7 (阪神深江駅南へすぐ)

対応言語: 英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、日本語

相談内容: 在留資格、婚姻、社会保障、労働、医療、DV、教育、住宅、その他 **弁護士相談可**
主催: NGO神戸外国人救援ネット 協力: 多文化共生センターひょうご (相談無料・秘密厳守)

その他 12月~3月にかけても無料相談会を各地で開催予定です。詳しくはHPをご覧ください。

—NGO 神戸外国人救援ネット主催学習会—

外国人支援活動に必須の法・制度とその実際を学び最新の情報にアップデートしませんか？
昨年に続き今年も学習会を開催します。外国人支援関係者、外国人の方など下記テーマに関心のある方は是非ご参加ください。

第1回 テーマ【改定入管法と今後の課題】

講師：金 成元 氏（在日韓国基督教教会館(KCC)館長）

日時：10月20日(土) 15:00～17:00

会場：神戸学生青年センター ホール（神戸市灘区山田町3-1-1）

参加費：500円

第2回 テーマ【労働問題】

講師：四方 久寛 弁護士（四方法律事務所）

日時：11月17日(土) 15:00～17:00 会場：神戸学生青年センター ホール

参加費：500円



※上記催しに関するお問い合わせは救援ネット事務局まで。

主な事務局活動

* 毎週（月・水）事務局開所、（金）多言語生活相談ホットライン

2012年

- 4月16日(月) GQ ネット運営会議
- 4月25日(水) ひょうご DV 被害者支援連絡会議 定例会
- 5月17日(木) ひょうご DV 被害者支援連絡会議主催勉強会
- 5月21日(月) GQ ネット運営会議
- 6月11日(月) GQ ネット運営会議
- 6月23(土)～24日(日) 移住連全国ワークショップ新潟
- 7月9日(月) GQ ネット運営会議
- 7月9日(月) 移住連下打ち合わせの会
- 7月25日(水) 兵庫県女性家庭センター主催研修会
- 7月25日(水) ひょうご DV 被害者支援連絡会議 懇親会
- 8月22日(水) ひょうご DV 被害者支援連絡会議 懇親会
- 8月29日(水) 兵庫県女性家庭センター主催研修会



事務局活動時間について

事務局：月・水 13:00～18:00

生活相談ホットライン：金曜日 13:00～20:00

英語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、日本語、中国語(※中国語のみ18時まで)

NGO 神戸外国人救援ネットの活動は皆さんからの会費・カンパによって支えられています。
今後ともご支援とご協力のほどもよろしくお願ひします。

郵便振替<01100-2-60701 NGO 神戸外国人救援ネット>